

## 1. 前文について

### 【提案】

(今回の案)

「手話は、独自の語彙、文法及び文化を持つ一つの言語です。物の名前や抽象的な～手話を通じて、手話を使用する人々は、知的かつ心豊かに日常生活を営み、社会参加を実現してきました。～」

↓

(修正案)

「手話は、独自の語彙、文法及び文化を持つ一つの言語であり、ろう者・難聴者・中途失聴者等が知的かつ心豊かに日常生活を営み、社会参加を実現するための独自の文化的所産です。

一方で、我が国で過去に手話を使用することへの制限や差別が存在した歴史があり、～」

### 【理由】

今回の案の方が、シンプルになりすっきりとして読みやすい表現になっていると思います。

なお、パブリックコメントの案にもあるように、「手話は知的かつ心豊かに日常生活を営み、社会参加を実現するための独自の文化的所産」でもあることを強調したいと思っております。シンプルにまとめて理解しやすくしたいと思っております。

## 2. 目的(第1条)および、「手話を使用する者」の定義付け、およびその他条文内の「手話を使用する者」との整合について

### 【提案】

(今回の案)

第1条(目的)

「～、市の施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めることにより、ろう者、難聴者、中途失聴者等手話を自らの言語として必要とする者が安心して生活することができる共生社会～」

↓

(修正案)

「～、市の施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めることにより、ろう者、難聴者、中途失聴者等自らの言語として手話を使用する者が安心して生活することができる共生社会～」

(理由)

手話言語条例について、パブリックコメントでも指摘があったように、手話言語条例は誰を対象としたものなのか、意思疎通支援条例と比べ、少し弱い印象を持たれたかもしれません。

ただ、パブリックコメントでは、

第1条(目的)

「～、市の施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めることにより、ろう者、難聴者、中途失聴者等手話を自らの言語として必要とする者が安心して生活することができる共生社会～」と目的のところでメインとなる対象者について触れています。

「手話を使用する者」について、定義付けすることのメリット、課題について、今一つ理解できていませんが、定義付けすると、対象(範囲)が明確になる反面、対象(範囲)を限定してしまい、本来なら、含めるべきケー

スが対象外となってしまう問題も生じるのでは、と危惧しています。

東京都の他地域(世田谷区や文京区含む)では、定義付けしているところもみられますが、条文の中であえて定義付けする必要性が私にはちょっと理解できていません。

東京都で制定された手話言語条例では、第1条(目的)で、「ろう者、難聴者、中途失聴者など手話を必要とする者(以下「手話を必要とする者」)～」と軽く触れている程度に留めています。

また、今の案では、「手話を使用する者」が第3条、第6条、第7条(7)、(8)、(9)、(10)、2にも出てきています。

他の条文と整合をとるためにも、例えば、第1条(目的)のところで、「ろう者、難聴者、中途失聴者等手話を自らの言語として必要とする者が～」

↓

「ろう者、難聴者、中途失聴者等自らの言語として手話を使用する者が～」

とちょっとぼかした形で表現する手もあるかと思われます。(必要とする者→使用する者)

ある程度、ぼかすことで、逆に、手話を使用する者は、ろう者、難聴者、中途失聴者等だけでなく、ろう児や手話を母語としているコーダ(ろう者を両親に持つ聞こえる子供)等も含められるというふうに解釈することも可能になるのではと思います。